



## 米国税務 QI/FATCA 関連情報 FATCA 報告手続の解説

アメリカ

2015 年 4 月 1 日

2015 年 3 月 24 日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は、不同意米国民口座の報告期限に関する猶予措置を発表したが、デロイト トーマツでは、当該猶予措置の発表以前に、既に多数の金融機関からの依頼に基づいて、初回 FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法: 以下「FATCA」) 報告の代理申告を完了している。本ニュースレターでは、FATCA 報告に関して、特に金融機関からの問い合わせが多いデジタル証明書の取得とデータパケットの作成について解説する。デロイト トーマツが行った代理申告には、不同意米国民口座および同意米国民口座を保有する日本の金融機関、および、報告対象口座がない日本の金融機関のゼロ報告が含まれる。ただし、日本の金融機関において、ゼロ報告は必須ではない。

### 1. デジタル証明書の取得

FATCA 報告の大まかな流れは、以下のとおりであり、まずはデジタル証明書の取得が必須となる。(1) デジタル証明書の取得、(2) 国際間データ交換サービス (International Data Exchange Service: 以下「IDES」) アカウントの作成、(3) 承認済み GIIN (Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号) およびデジタル証明書の検証、(4) IDES 登録の承認受領、(5) データパケットの作成、(6) IDES Gateway 上で電子データを IRS へアップロード。

デジタル証明書を取得するためには、IRS が承認している認証局のウェブサイトアクセスし、デジタル証明書を購入する。デジタル証明書発行のための要件は以下のとおりである。(1) IRS が指定しているデジタル証明書はサーバー証明書と呼ばれる種

類の証明書であり、取得にあたっては完全修飾ドメイン名 (Fully Qualified Domain Name: 以下「FQDN」) が必要となる。FQDN を保有していない金融機関は FATCA 報告ができない旨が FATCA IDES Technical FAQs にも明記されている。(2) デジタル証明書の発行にあたっては、FQDN を管理するドメイン管理者の承認が必要となる。ドメイン管理者は通常、各金融機関内のシステム部門である場合が多いようである。(3) デジタル証明書の発行にはデジタル証明書の認証局へ提出する署名リクエスト (Certificate Signing Request: 以下「CSR」) の生成が必要となる。CSR は通常、サーバー上で生成する必要がある。(4) IRS へ電子送信するデータパケットを暗号化するためには、デジタル証明書と関連付けられた秘密鍵の生成が必要となる。秘密鍵は CSR を生成したサーバー上でしか生成できない。

上記のように、デジタル証明書取得の手続は、各金融機関内の FATCA 担当部署にとどまらず、システム部門での対応が必要になることが想定される。各金融機関における個別事例に関しては認証局および社内のシステム部門等に確認されたい。

### 2. データパケットの作成

IRS に送信するデータパケットには以下の 3 つのファイルが含まれる。(1) 電子ファイル、(2) メタデータ、(3) IRS の公開鍵。電子ファイルとは、FATCA 報告様式 8966 の報告項目を XML スキーマに基づいてデータ配列した XML ファイルに、デジタル署名とデジタル証明書に関連付けられた秘密鍵による暗号化を施した電子データである。また、メタデータと IRS の公開鍵はそれぞれ IDES 上で作成、および取得可能である。電子ファイル作成のための具体的な

手続やシステム要件は IRS が公表している IDES ユーザーガイドおよび IDES Data Preparation for.NET 等に記載があるが、これらを自社で対応することができるのは一部の金融機関に限定され、大多数の金融機関は市販のソフトウェアを購入してデータパケットを作成するか、報告作業そのものを外部委託する必要があるだろう。ただし、ソフトウェアを購入する場合でも、デジタル証明書の取得、IDES アカウントの作成、IDES Gateway での電子申告、および、報告様式 8966 の理解や報告項目のデータ抽出等の対応は必要である。

FATCA XML v1.1 ユーザーガイド

<http://www.irs.gov/pub/irs-utl/Pub5124UserGuide.pdf>

国際間データ交換サービス ユーザーガイド

<http://www.irs.gov/pub/fatca/p5190idesuserguide.pdf>

IDES Data Preparation for.NET

<http://irsgov.github.io/IDES-Data-Preparation-Dot-Net/>

## おわりに

デロイト トーマツでは、既に 100 社を超える金融機関の報告サポートを請け負っており、不同意米国人口座を保有する金融機関の初回 FATCA 報告は当初の報告期限である 2015 年 3 月 31 日時点ですべて完了している。今後は、同意米国人口座の報告およびゼロ報告の代理申告を順次進めていく予定である。当社の報告サポートサービスにはデジタル証明書の取得作業から IRS への電子申告作業の実施、さらに、FATCA 報告に関する概要説明および質問対応までを包括的に含んでおり、興味をお持ちの金融機関は下記の担当者まで連絡されたい。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク
シニア アソシエイト 高島憲一 080-3410-4166 <a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a>
アソシエイト 川人律子 080-4174-4453 <a href="mailto:ritsuko.kawato@tohatsu.co.jp">ritsuko.kawato@tohatsu.co.jp</a>

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

### 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko.enomoto@tohatsu.co.jp">junko.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
TEL	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-co">www.deloitte.com/jp/tax-co</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。